

亀岡市副市長事務担任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

亀 岡 市 長      桂    川    孝    裕

亀岡市規則第 3 1 号

亀岡市副市長事務担任規則の一部を改正する規則

亀岡市副市長事務担任規則（昭和 3 8 年亀岡市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（担任事務）

第 2 条 副市長は、人権擁護に関する事務を所管するほかは、おおむね次の区分により事務を担当し調整を行う。

上席副市長

生涯学習部、市民生活部、健康福祉部、こども未来部、会計管理室（会計管理者の事務を除く。）に属する事務

次席副市長

市長公室、政策企画部、総務部、環境先進都市推進部、産業観光部、まちづくり推進部、全国都市緑化フェア推進室に属する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。